

議第289号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成29年2月22日提出

京都市長 門川 大作

事 件 名	京都地方裁判所平成24年（ワ）第666号損害賠償請求事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方らは、本市が管理する一般府道伏見向日線久我橋（以下「本件橋りょう」という。）の近隣に居住する者であるが、本市が行った本件橋りょうの架け替え工事に伴う振動により相手方の居住する家屋が損傷し、また、当該損傷の補修のための工事が不良であったことにより損害が拡大したとして、本市に対し、相手方_____は家屋の損害額（32,120,000円）、精神的損害に対する慰謝料（3,000,000円）等、相手方_____は精神的損害に対する慰謝料（3,000,000円）等の合計41,932,000円及びこれらに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起したものである。</p>
和 解 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市は、相手方_____に対し、本件解決金として金17,140,000円の支払義務があることを認める。 2 本市は、相手方_____に対し、前項の金員を平成29年5月31日限り、相手方_____が指定する相手方ら代理人名義の口座に振り込む方法で支払う。 振込手数料は、本市の負担とする。 3 相手方_____は、本訴請求を放棄する。 4 相手方_____は、その余の請求を放棄する。 5 相手方ら及び本市は、相手方らと本市との間には、本件に関し、それぞれ本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。